

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会  
制度検討サブワーキンググループ

(第2回)

平成29年6月15日

1 日 時

平成29年6月15日(木) 10:00～11:30

2 場 所

中央合同庁舎2号館11階 総務省第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員及び説明者

手塚主査、新井構成員、大澤構成員、小田嶋構成員、小尾構成員、小松構成員、柴垣構成員、下江構成員、長尾構成員、中村(克)構成員、中村(信)構成員、西山構成員、松岡構成員、松崎構成員、宮脇構成員、宮脇構成員、保木野説明者、濱口説明者

(2) 関係省庁

野平 内閣官房IT総合戦略室参事官補佐、  
大峯 法務省民事局商事課法務専門官、  
満塩 経済産業省情報プロジェクト室CIO補佐官、  
希代 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐、  
松田 経済産業省商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室室長補佐、

(3) 総務省

谷脇情報通信国際戦略局長、吉田情報通信国際戦略局参事官、小笠原情報通信政策課長、大森情報通信国際戦略局サイバーセキュリティ戦略担当参事官、坂入情報通信政策課調査官、中田情報通信政策課課長補佐、岸情報通信政策課課長補佐、澤田行政管理局行政情報システム企画課長、下仲大臣官房企画課個人番号企画室長、渡邊自治行政局住民制度課企画官、山口行政課監査制度専門官

4 議事

(1) 「電子委任状の普及の促進に関する法律」について

- (2) 電子委任状を活用した保育所利用申請等について
- (3) 「ID連携トラストフレームワーク」について
- (4) エストニアにおけるカード連携について
- (5) 意見交換

- (1) 「電子委任状の普及の促進に関する法律」について

**【小笠原課長】**

- 電子委任状の普及の促進に関する法律が先週の金曜日、参議院において可決成立され、今週の金曜日に公布される。
- 基本指針においては、電子委任状の普及目標、電子委任状に記録される情報の記録方法の標準、電子委任状取扱業務の認定基準、業務の実施方法、セキュリティの確保等について定める。
- 本法案について、当ワーキングが発足してから2年近くにわたり、皆様のご協力のもと法案成立までこぎつけることができた。改めて関係者の皆様には厚く御礼を申し上げます。

- (2) 電子委任状を活用した保育所利用申請等について

**【小笠原課長】**

- 今月末から前橋市において電子委任状を使った保育所利用申請の実証実験を行う。それと同時にマイナンバーカードとHPKIカードの認証連携の実証実験もあわせて前橋市で行うことになっている

- (3) 「ID連携トラストフレームワーク」について

**【保木野説明者】**

- JIPDECではID連携トラストフレームワークに取り組んできた。一般の利用者が、ある認証を受けた上で買い物をし、購買データ、支出データ等と、その人が働いて得た給与や所得などの所得データを集積することにより、例えば税務署から記入済みの確定申告

書が本人に送られ、それをマイナンバーカードで電子署名を打って返信することでオンライン上で確定申告が完了することを目指して取り組んできた。このような一連のイシューの流れを実現するに当たり、ID連携トラストフレームワークがその一助になるのではないかと考えてきた。

- 我々が考えたID連携トラストフレームワークの基準は、米国で運用されているトラストフレームワーク、及びその基準文書であるFICAMTFPAPやNISTのSP800-63という基準を参考に、日本版のID連携トラストフレームワークを推進していくために必要な基準をまず策定することを考えてきた。
- この策定の視点として、身元確認、アイデンティティの確からしさに応じた利用者の評価基準、アイデンティティの連携のための手順を、個別の業界別の要件を含まないように、極力汎用的なものとして考えてきた。
- ID連携トラストフレームワークを構成する全体像は、全体のポリシーを考える人が一番上のポリシー策定者（Policy Maker）になり、そこから認定を行う信頼付与機関（Trust Framework Provider）、その下で実際にユーザー登録を受けるIdPという事業者がいて、IdPの認証を受けた結果を活用してサービスを提供する事業者が複数つながっている構成。
- また、今後の展望としては、デジタルファースト、コネクテッド・ワンストップ、ワンスオンリーの実現をしていくことと、官民データ活用推進等を通じ、オンライン完結社会を推進する環境づくりをしていくことが必要になってくるのではないかと考えている。
- 我々で事務局を務めているアイデンティティ連携トラストフレームワーク推進コンソーシアムというものがあり、このコンソーシアムの中で民間事業者の皆様に集まっていただけ、ID連携トラストフレームワークを活用した制度運営のあり方、今後のサービスの効率化や高度化が図れるユースケースの創出について検討してきている。
- その中で挙がってきたユースケースとして、主にシェアリングエコノミーはC to Cの取引になり、例えば駐車場サービスでは、駐車場を貸したい人、借りたい人というのは、相手がどのような人なのかが不安になるので、そういった中で不正な取引相手を排除する仕組みとして、レピュテーションモデルのような形を実際には導入しており、そこに公的個人認証サービスを使い、確実な本人確認を行うことによって、そういった不安の解消につながるのではないかと考えている。

- 別のユースケースとして、電気やガスの検針、または自治体の職員などが個人宅を訪問した際に、身分証を提示したときに、来訪された個人はそれが本物かどうか判断できないことが1つの課題であると考えており、その対策として、インターホンのカメラやスマホのカメラ等を通じて身分証を認証することで、来訪者が本物か、本人か、ほんとうの社員かどうか等を確認することができるのではないかと考えている。
- また、各自治体サービスへの展開として、各自治体で福祉のサービス等でさまざまな割引サービス等を実施されていることがあり、その中で運転経歴書によるタクシー割引等のケースが実際に運用されている。そういった現状はサービス利用券という紙のチケットを発行し、割引サービスを受けることが多いのだが、これをオンラインで実現するに当たり公的個人認証サービスを用いて、サービス提供を行うようなユースケースが実現できるのではないかと考えている。

#### (4) エストニアにおけるカード連携について

##### 【濱口説明者】

- エストニアでは国民IDカードが発行されており、券面に本人の顔写真や基本情報が載せられているので券面のみで対面で本人確認ができるものとなっている。この中には電子証明書が入っており、電子認証や電子署名の機能が加わっている。
- IDカードとは別に、DigiIDカードというものがあり、これは券面に本人の顔写真が載っていないもので、オンラインで電子認証を使うための仕組みになっている。その中にも証明書が入っており、電子認証、電子署名を使うことができるが、この電子認証と電子署名の保証レベルに関しては、IDカードの電子署名、電子認証の保証レベルと全く同じレベルで使われている。
- その次に、Mobile-IDという携帯電話をベースにした認証機能というものが広く使われており、これはSIMベースの認証になっている。このSIMの中にも電子証明書が入っており、署名用と認証の両方ができるようになっており、これもIDカードの電子認証、電子署名と同じレベルで利用されている。最近出てきたものとしてはSmartIDというもので、スマホ上のアプリをベースにした電子認証になっている。これはエストニアだけではなく、リトアニア、ラトビアでも使われているが、現在はオンラインバンキング等の一部のアプリケーション、eサービスでしか認証が利用できない状況になっている。

- また外国人用のIDカードとして、e-Residency digi IDカードが発行されており、これも電子認証、電子署名が使うことができる。
- Mobile IDカードは、特別なSIMを入手する必要がある、必要書類としてIDカード、Digi IDカード、あるいはパスポートが必要になってくるのだが、通信事業者に対して特別なSIMでMobile ID用のSIMカードをもらうための利用契約書を締結してSIMカードを発行してもらう。そのSIMカードを自分のスマホ、または携帯電話に入れた後に、警察／国境警備隊のポータルサイトでSIMアクティベーションを行う。
- IDカードの利用例としては、オンラインでの健康保険証の発行申請、投票用のカードの発行申請、Digi-IDカードの発行申請もIDカードを用いて行い、MobileIDの利用申請もIDカードを用いて行う。MobileIDを利用すると、携帯でMobile Paymentといわれるクレジット与信サービスを利用することができる。
- IDカード自体をポイントカードとして利用している事例もあり、これは例えばスーパーで買い物をしたときにポイントがつくようなポイントカードを撤廃して、IDカードを見せることによってスーパーのポイントカードシステムで認証ができ、自分のポイントが幾つか確認できるような仕組みが、このPrisma Poremakerというところで行われている。
- エストニアの電子行政サービスポータルにおいては、住民登録、自動車登録情報の確認等がIDカードの認証によって利用できるようになっている。
- また今現在エストニアで最も利用されているeサービスが、e-Tax、電子処方箋、教育情報システム、自動車登録等。このeサービスの利用はエストニアではX-Roadという情報連携基盤の上で提供されており、そのX-Roadにつながっているデータベースの数が、去年段階で246、サービスとしては1,789のeサービスが、このX-Roadにつながっている。そのため電子連携、認証した後に、このような1,789のサービスを利用できるような形になっている。
- X-Roadは、行政サービスや民間サービスに関する情報をインターネット上でセキュアに交換する情報基盤になっている。eIDによって電子認証することによってe-TAXやVoting、オンラインバンキング等のサービスが利用できる。行政／民間の各データベース間の情報交換を実現している。

#### (5) 意見交換

**【新井構成員】**

- 基本指針について、その検討の方法として電子委任状法で扱われる電子委任状の記載項目や確認方法について、組織属性や資格属性については電子認証局会議の中で作成した「電子証明書に格納された属性情報の信頼性と利用に関するガイドライン」を参照し、検討したらどうだろうか。
- ガイドラインは我々のホームページで検索できるような形になっているのでこちらを参考にしていきたい。
- 委任内容自体は我々は証明書では扱っていないので、これから検討を重ねていただき、委任内容について、前橋市で行っている電子委任状を用いて雇用証明書等を発行するユースケース等で、こちらで委任内容を整理していただき、その内容をフォーマット化していくのが良いのではないか。
- 電子委任状の検討手順ということで、まず電子委任状をどのように検討していくかということだが、電子委任状として認められる大枠の要件をまず定義したらどうか。方向性としては委任者による電子委任状法の第2条4項1号のイの電子署名、または電子委任状取扱事業者による第2条4項1号ロのところにあてはまる電子署名が付されていることで、電子委任状の形をつくるのが、まず大きな枠組みではなかろうかと考えている。
- 電子委任状のファイル形式としては、公開鍵証明書タイプのものと、それ以外の属性証明書、あるいはXMLといった最近のフォーマットを使ったファイルタイプがあるかと思っている。
- そして電子委任状に記載される属性項目の洗い出しを行っていく必要があるだろう。委任者、受任者、委任内容をまず整理していくべき。

**【松岡構成員】**

- 今回の法案の成立により、今後の各種手続の電子化のビジネスチャンスが広がっていくことに期待している。今後さらに詳細な制度設計がなされていくことと拝見しているが、ビジネスとして取り組むという観点から言うと、今後利用が見込まれるユースケースや、その具体的なマーケットの規模、期待収益、コストについて見きわめていく必要があると考えている。

#### 【宮内構成員】

- 認定認証業務に関して、従来だと認定の対象とならなかった属性等の情報が、別途認定の対象になるということで、非常に大きな意味があると思っている。これは今回の委任状の非常に大きなメリットの1つだと考えている。
- また、認定を受けていない特定認証業務に対して、委任状法による属性の認定が行われた場合だと、役に立つ範囲が広いのではないかと考えている。
- このような意味では、認定を受けていない特定認証業務であって、きちんと必要な手続をやっているようなところにおいては、組織属性や資格属性等に関し、属性の認定を委任状法によって行うことによって、非常にメリットの高い電子証明書が構築できるのではないかと考えている。
- ID連携に関しては、例えばJ-LISへの確認というのは、身分証明書サービスに何らかの確認が来たときに、毎回各データベースに確認に行くのかどうかお聞きしたい。身分証確認サービス等の、いわゆるIdPに相当するところが、どの程度大元のデータベースに確認しに行くかという点をお伺いしたい。

#### 【保木野説明者】

- まだ深く議論はできていない状況だが、ID連携トラストフレームワークの基準の検討の段階では、民間事業者のIdPになるので、民間事業者が想定されるリスクに対して、そのリスクを受容できるレベルの範囲の中で、もとのデータベースとの更新状況等の確認をする必要があるというところまでの規定にとどめている。
- したがって初回のユーザー確認の際には、本人性を確認する必要があり、事業者側が1年に1回再確認をすると決めた場合には、1年に1回マイナンバーカード等を使って、もう一度確認をするという手順を踏んで更新をしていくというような形でのユースケース考えていた。

#### 【西山構成員】

- 委任者あるいは電子委任状取扱事業者が電子委任状に電子署名することが想定されているが、どのような証明書を用いて電子署名がされていることが必要なのかというのが、詳細化の要件かと思っている。
- 先ほど宮内弁護士からご指摘いただいた認定認証事業者、もしくは特定認証事業者の

電子署名があれば、両方とも有効ではないかというご意見をいただき、そのとおりであろうと思っているわけだが、認定認証の場合は明確に認定基準が決まっているので特定できるわけだが、認定認証事業者ということになると、かなり範囲が広がり、さらに認定認証事業者だが電子委任状取扱事業者としてふさわしい要件としては何かということ、今後詳細を検討していく必要があるかと思っている。

- 検討の方向性としては、おそらく2つポイントがあろうかと思っており、そもそも委任者にかわって委任行為の確認を行い、第三者に対してそれを証明するわけなので、当然のことながら、電子委任状取扱事業者そのものの信頼性がないと成り立たない。そこでどういった要件が必要なのかという1つ目の検討項目。
- それからもう1つは、取扱事業者の電子署名がされた電子委任状、公開鍵証明書によって署名をされたものが普及するわけだが、おそらく広く世の中で検証できる必要があるという観点が、もう1つ検討項目としてある。要は、そもそも電子委任状取扱事業者が、その電子委任状を受領する方から信頼をされて、トラストアンカーとして技術的に自分の検証環境の中に鍵がないと検証ができない、公開鍵がないと検証できないということになるので、公開鍵をある程度ブラウザやPDFなりのトラストアンカーとして組み込んでおくことが必要になるので、電子委任状取扱事業者の信頼性が広く公知化されているということが、もう1つの要件になろうかとは思っている。

#### 【小尾構成員】

- JPKIの部分についても、例えばスマホへの格納や、PINを入れなくてもJPKIが使えるという機能等が、現在のJPKIには利用者証明の部分には実装されており、それを今後スマホのSIM等に格納するというような話も出ているので、そのようなJPKIの拡張が起こったときに、どのようにそれを使っていくか、または民間のIDとどのように連携をしていくかというような部分も、ぜひ検討の範囲に含めていただきたい。

#### 【手塚主査】

- どうもありがとうございました。私からも若干コメントをさせていただきたい。
- 今回の電子委任状の普及の促進に関する法律が今国会で成立し、属性認証の制度化について実現してきたということは大変意義深く、2年越しの検討が実現したかと思っている。

- 7月上旬に本サブワーキンググループの親会に当たる公的個人認証サービスを活用したICT利活用ワーキンググループが開催される予定なので、議論の内容に即し、私から本サブワーキンググループの活動状況を報告したいと考えている。

**【小笠原課長】**

- それでは、今、手塚先生からお話があったとおり、大山先生のもとの公的個人認証のワーキング、そして親会で、今回の法案と本日の議論等々についてご報告をさせていただきたい。

以上